

1. 公共施設再生計画基本方針策定の背景

(1) 公共施設再生計画基本方針策定の背景

わが国では、高度経済成長期の急激な人口の増加や社会環境の変化に対応するため、多くの公共施設が整備されてきましたが、現在、老朽化したこれらの施設が一斉に更新時期を迎えようとしており、先行きが不透明な経済情勢のもと、更新にかかる多額の費用をどのように確保していくかということが課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化により、公共施設に求められる役割も大きく変化してきており、将来の適切な公共施設のあり方についても、改めて見直さなければならない時期を迎えています。

このような状況は「公共施設の更新問題」といわれ、全国の自治体が共通して抱える大きな課題となっています。

当市においても昭和 40 年代から 50 年代にかけて急増した人口に対応するため、積極的に公共施設を整備してきました。

平成 24 年度に作成した公共施設白書では、これらの多くの公共施設が平成 30 年代後半から集中的に更新時期を迎えることにより、現状の施設を維持していくには今後 30 年間で 900 億円を超える更新費用が必要となり、毎年約 10 億円の財源が不足すると試算され、「公共施設の更新問題」は、東村山市においても決して例外ではないということが明らかになりました。

このまま何も対策を取らなければ、近い将来公共施設の運営や維持に支障をきたし、市民サービスの低下を生じさせることは確実な状況にあります。

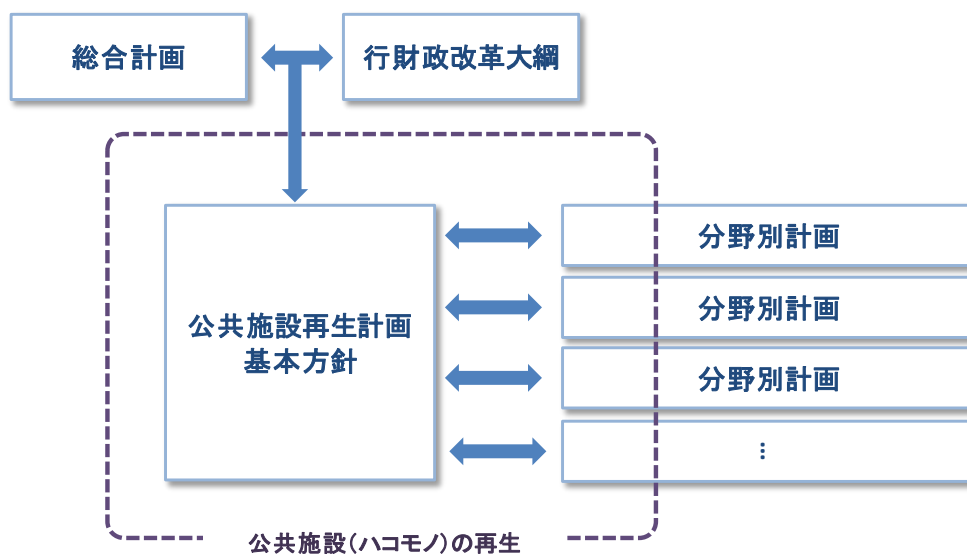
このような危機的状況を打開するため、現在の公共施設（ハコモノ）に焦点を当てた見直しの方向性や今後進めていくべき対応策についての基本的な考え方を明らかにした基本方針を策定し、市民や利用者の理解と協力を得ながら、持続可能なまちづくりの実現に取り組んでいきます。

(2) 本方針の位置づけ

本方針は、市の最上位計画である総合計画及び行財政改革大綱に基づき策定するもので、市が行う公共施設（ハコモノ）の再生（大規模修繕、建替え、再編・再配置等）に関する基本的な指針として位置づけます。

また、本方針は実効性を確保するため、総合計画及び行財政改革大綱と相互に連動させるとともに、他の分野別計画とも整合を図るものとします。

なお、既に策定済みの計画に基づいて行う事業についても、本方針の考え方を踏まえ、出来る限り整合を図るものとします。



(3) 本市の公共施設の再生に向けた取り組みの経緯と今後の予定

本市では、老朽化が進む公共施設を最適化するため、平成 22 年度に東村山市第 4 次総合計画及び第 4 次東村山市行財政改革大綱に（仮称）公共施設再生計画の策定を位置づけました。

平成 23 年度には、市の主要な公共施設について劣化度調査を行い、翌平成 24 年度には、専任所管として施設再生計画担当を新設し、公共施設白書の作成や公共施設に関する市民アンケートの実施など、公共施設再生計画の策定に向けた本格的な取り組みを開始しました。

平成 25 年度には、職員で構成する公共施設再生計画庁内検討会議（庁内組織）と市民や学識経験者で構成する公共施設再生計画検討協議会を立ち上げ、二つの会議体の連携により、公共施設再生計画基本方針の策定を進めてきました。

今後は、本方針をもとに、公共施設再生計画基本計画を策定し、個別の具体的な取り組みを推進していきます。

取り組みの経緯	平成 22 年度	第 4 次総合計画及び第 4 次行財政改革大綱に（仮称）公共施設再生計画の策定を位置づけ
	平成 23 年度	公共施設劣化度調査の実施
	平成 24 年度	専任所管として経営政策部に施設再生計画担当を設置 公共施設白書の作成 公共施設に関する市民アンケートの実施 公共施設等再生基金の創設
	平成 25 年度	公共施設再生計画庁内検討会議設置・開催（全 6 回） 公共施設再生計画検討協議会設置・開催（全 6 回） 公共施設再生計画基本方針（案）説明会実施（全 8 回） 公共施設再生計画基本方針（案）パブリックコメント実施 公共施設再生計画基本方針策定
今後の予定	平成 26 年度	公共施設再生計画基本計画の策定
	平成 27 年度	公共施設再生計画基本計画に基づき具体的な取り組みを推進